

滋賀県国民健康保険運営方針(原案) に対して提出された 意見・情報ならびに県の考え方について

実施期間：令和5年12月15日（金）から令和6年1月15日（月）まで
意見等の件数：1件

番号	頁	意見・情報	県の考え方
全般			
1	—	<p>1. 今後の運営方針に下記課題を入れるべきと考える。 「ビッグデータの取り扱いとデータの販売や研究利用等についての可否」。 「データヘルス計画」のようにデータ分析による運営方針を作るような状況になっている。 このことから各種研究目的等の為、外部団体向けデータ販売の可否及び販売した場合の料金を保険事業予算に繰り入れることの可否を検討しておくことが必要と考える。 医療研究に活用できれば医療費の削減につながる。データの販売が可能になれば収入が増え、県民の保険負担が減る。よって検討は始めるべきと考える。 <検討項目の具体例> 県全体の人数は無料で居住地域や性別、年代、生活習慣など詳細な統計データは有料にする等。 医療研究財団は割安で医薬メーカー法人は割高、広告や海外法人超割高に設定するなどの価格設定方針に関する事など。</p> <p>2. 「延命治療」から「痛みの軽減へ」の治療方針を変更することに関する相談体制を整える。 終末期治療や延命治療の時期においては「痛みの軽減」を主目的とする治療となるが、前段階では抗がん剤や手術等の高額治療を「受けなければならない」風潮が見られる。 患者の一部は抗がん剤や手術ではなく「痛みの軽減」を主目的としてQOL(クオリティオブライフ)の充実を求めている方もいる。 そのため医療方針を決定するにあたり、医療の選択肢を提示し相談できる体制を求める。 延命治療の拒否や停止で「殺人等」の風評圧力や金銭的理由での医療自粛圧力とならないことが肝要だと考える。 「医療を受けさせない圧力」とならないよう第三者機関として相談体制の整備を求める。 結果的に適正な医療となることを望む。</p>	<p>いただいたご意見については、今後の施策等を検討するにあたっての参考とさせていただきます。</p>